

出産・子育て応援事業に関するQ&A【遡及対象者編】

※令和4年4月1日～令和5年1月31日までに生まれた児童の養育者または妊娠届を提出された方（令和5年2月頃に郵送で案内が届いた方）はギフト申請までの流れが異なります。必ずこちらのQ&Aをご確認ください。

R5.6.5作成

番号	項目	質問	回答
1	対象	令和4年4月1日以降に出生し、令和5年1月31日までに死亡した新生児を養育する者は給付の対象となりますか。また、給付を受ける額はどうなりますか。	「出産応援ギフト」及び「子育て応援ギフト」の給付対象者となりますので、5万円+5万円=10万円の給付を受けることができます（単胎の場合）。
2	対象	申請書が届きましたが、妊娠届出後に流産をした場合でもギフトの対象になりますか。また、「妊娠中の方へのアンケート」の記入は必要ですか。	ギフトの対象です。 「妊娠中の方へのアンケート」の記入は不要ですが、アンケート欄に斜線を引き、 申請書から切り離さずそのままご提出ください。
3	申請	ギフトの申請方法、提出物を教えてください。	2月中旬頃に案内文書及びアンケート兼申請書を郵送しますので、ご確認の上、書類を揃えて返信用封筒にて郵送してください。 ギフトの支給条件として面談にかえてアンケートが必要となりますので、あわせてご提出いただきますようお願いします。
4	申請	令和4年4月1日以降前市で妊娠届出後、吹田市へ転入しました。前市からも吹田市からも申請書が届きましたが、どちらを提出すればよいですか。	申請時点での住所地の市町村にご申請いただくことになります。転入前市町村と吹田市で 重複してご申請はできません ので、吹田市のみにご申請頂くことになります。
5	申請	申請者(妻)とは別の口座(夫)に振り込んでもらうことは可能ですか。	振込口座は、原則申請者名義の口座に限ります。やむを得ず、別（代理人）の口座への振り込みを希望する場合は、申請者の同意が必要ですので、申請書に同封されている記入例をご参考の上、代理人の情報をご記入願います。
6	申請	ネット銀行の場合は口座確認書類の写しは不要ですか。	銀行ホームページ等にて口座情報が記載されたページを印刷して提出してください。 口座確認書類がない場合は申請が受付できません。
7	申請	口座名義が旧姓の場合はどうすればよいですか。	申請書の申請者欄には新姓を、振込先口座の口座名義欄には旧姓をご記入ください。合わせて 旧姓がわかる書類（運転免許証の裏面、母子健康手帳の表紙、年金手帳該当ページ）の写しをご提出ください。（旧姓がわかる書面がない場合は、その旨を口座確認書類に記入してください。）
8	申請	妊娠届出時に本人確認書類を提出している場合でも、申請書送付時に新たに本人確認書類の添付が必要か。	必要です。
9	申請	本人確認書類として住民票の写しを提出する予定ですが、いつまでに発行されたものが有効ですか。	申請日から3か月以内に発行のものが有効です。
10	申請	申請期日はいつですか。	令和5年5月末日です。
11	給付	ギフトの支給金額はどうなりますか。	【遡及支給妊婦】…令和4年4月1日以降に妊娠届出した妊婦の方で、令和5年1月31日までに出産されていない方『出産応援ギフト分』5万円の現金給付。 <多胎妊婦の場合でも5万円となります。> 【遡及支給養育者】…令和4年4月1日以降、令和5年1月31日までに出生した新生児を養育する産婦。 『出産応援ギフト分』+『子育て応援ギフト分』 5万円+5万円×新生児人数の現金給付。 <双子出産の場合は5万円+5万円×2=15万円>
12	給付	給付金はいつ振り込まれますか。	原則、申請月の翌々月末までに振込予定です。 振込名は「スイタシボシホケンカ」と印字されます。 口座振込の完了をもって支給決定とし、通知等の送付はありません。